

1 パブリックコメントの概要

実施期間	2020年11月9日(月)～同年12月8日(火)
意見提出者数	190人 (うちEモニター175人、外国人Eモニター4人を含む。)
意見総数	215件 (1人の意見に複数項目含まれる場合は分けて整理)
閲覧場所	障がい福祉課、国際まちづくり推進課、市政情報コーナー、支所・出張所、交流館・ホームページ
意見提出方法	持参、郵送、ファックス、メール

2 意見分類と件数

条例の構成・条文ごとに意見を分類

種別	意見分類	件数
1 主に条例制定に関すること (条例全般・前文・第一条(目的))	①条例制定に賛成する意見	55件
	②条例制定の意義に関する意見	8件
	③条文案に関する意見	15件
2 主に基本理念に関すること (第三条(基本理念))	①要配慮者全般に関する意見	12件
	②主に障がい者に関する意見	8件
	③主に外国人に関する意見	9件
	④主に高齢者に関する意見	3件
	⑤主に子どもに関する意見	0件
3 責務役割に関すること (第四条～第六条(責務・役割))	①市の責務、市民、事業者の役割	3件
	②意見を聴く機会の確保	11件
4 行動計画に関すること (第七条(行動計画)) (①第八条(相互理解)) (②第九条(意思疎通))	①相互理解の促進に関する施策	34件
	②意思疎通の円滑化に関する施策	16件
	③その他	11件
5 財政上の措置について (第十条(財政上の措置))	施策に関する財政上の要望等	4件
6 その他	その他	26件

3 主な意見と回答 (抜粋)

分類(件数)	意見分類	主な意見	市の考え方
1-① (55件)	条例制定に賛成する意見	・ 条例制定に賛成 する。制定後多くの市民に周知し、住みよいまちになるよう 期待 する。	・ 条例の概要等に関して、パンフレットなどを作成し周知に努めていきます。
1-② (8件)	条例制定の意義に関する意見	・ 条例で定める必要性 がわからない。 ・ 障がい者と外国人を合わせて考えることが難しいのではないか。	・ 障がい者、外国人、高齢者、子ども等様々な人が暮らしている本市は、これまでも多様な地域性を生かし合い、相互理解及び意思疎通に関する取組を進めてきましたが、いまだ生じている隔たりを解消し、 誰もが安心して生きられる地域共生社会を目指し 、一体となって一層の相互理解及び意思疎通の円滑化に取り組むため、条例を制定します。
1-③ (15件)	条文案に関する意見	・ 条例名は手話言語条例／コミュニケーション条例がいい。 ・ 条例名が長すぎ でわかりにくい。 ・ 要配慮者の定義 が不明確である。	・ この条例は、 相互理解の促進と意思疎通の円滑化を図るための条例 であり、その趣旨を条例名としています。 ・ 条例の略称を 相互理解と意思疎通に関する条例 とします。 ・ 要配慮者の定義を分かりやすく修正します。※1
3-② (11件)	意見を聴く機会の確保	・ 障がい者、外国人、高齢者、子ども等 当事者の意見を幅広く聴くことが重要 である。	・ 要配慮者や通訳者等から幅広く意見を聴く機会を行動計画にも示し、幅広く意見を聴いていきます。
4-① (34件)	相互理解の促進に関する施策	・ 学校における 児童・生徒へ理解を促す ことが大切と考える。 様々な立場の方を知る場 が身近に設けられるとよいと思う。	・ 現在、特別支援学級との共同学習等を始め、道徳科や総合的な学習、 福祉実践教室 を行っています。今後の具体的な施策に関しては、行動計画を策定し、計画的に推進していきます。
4-② (16件)	意思疎通の円滑化に関する施策	・ 多様な意思疎通手段を身近に学ぶ機会を確保してほしい。 (手話、やさしい日本語など)	・ 意思疎通を気軽に学べる体験講座を実施します。また、多様な言語での簡単な挨拶を紹介する動画の作成等を検討します。

4 条例の修正点

パブリックコメント後、条文を修正する点は以下の3点 (法務課指摘事項)

- ・ 前文 7行目 「相互理解及び意思疎通に**いまだ**隔たりが生じており、」 常用漢字ではないため、ひらがな表記
- ・ 前文 13行目 「相互理解の促進及び意思疎通の円滑化に取り組む**ため**、この条例を制定する。」 文言重複するため、整理
- ・ 第2条第5号 「要配慮者 障害者、外国人、高齢者、子ども等**のうち**、多様な意思疎通手段を用いた配慮が必要な**者**をいう。」
分かりやすく表記する(パブリックコメントでの指摘(※1)に加え、法務課指摘)

(仮称) 豊田市地域共生社会の実現に向けた相互理解の促進及び意思疎通の円滑化に関する条例 (案)

豊田市は、障害の有無、国籍、年齢等を問わず、誰もが安心して自分らしく生きられる地域共生社会の実現を目指している。

そのためには、互いを認め合う相互理解及び円滑な意思疎通を通じて一人一人が地域社会とつながり、安心できる豊かな暮らし、いつまでも活躍したいと思える生きがい及び支え合いの地域を共に創っていく必要がある。

本市は、これまでも多様な地域性を生かし合いながら、共働によるまちづくりを推進してきたが、障害の特性、言語、文化、年齢等の違いから、相互理解及び意思疎通にいまだ(未だ)隔たりが生じており、その解消を一層図っていく必要がある。とりわけ、手話は音声言語とは異なる独自の文法体系を持つ言語であることが広く知られているとはいえないため、手話言語の理解を促進していく必要がある。

私たちは、このような認識を共有し、一体となって、相互理解の促進及び意思疎通の円滑化に取り組むため、この条例を制定する。

(修正前)
私たちは、このような認識を共有し、一体となって、相互理解の促進及び意思疎通の円滑化に取り組むことで地域共生社会の実現を目指し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、要配慮者に関する相互理解の促進及び意思疎通の円滑化について基本理念を定め、市の責務等を明らかにするとともに、相互理解の促進及び意思疎通の円滑化のための施策を推進することにより、障害の有無、国籍、年齢等を問わず、誰もが安心して自分らしく生きられる地域共生社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 言語 日本語及び外国語を含めた音声言語並びに手話言語をいう。
- (2) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する個人をいう。
- (3) 事業者 市内において事業若しくは活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (4) 意思疎通手段 音声、文字、手話、要約筆記、筆談、点字、音訳、重度障害者用意思伝達装置、代筆、代読、拡大文字、触覚を使った意思疎通、実物又は絵図の提示、翻訳、音声言語通訳、やさしい日本語その他意思疎通を図るための手段をいう。
- (5) 要配慮者 障害者、外国人、高齢者、子ども等のうち、多様な意思疎通手段を用いた配慮が必要な者をいう。

(修正前)
(5) 要配慮者 多様な意思疎通手段を用いた配慮が必要な障害者、外国人、高齢者、子ども等をいう。

(基本理念)

第3条 誰もが安心して自分らしく生きられる地域共生社会の実現に向けた取組は、相互理解及び円滑な意思疎通が重要であるとの認識の下に行われなければならない。

2 相互理解の促進は、互いを認め合い、相手方の意思を尊重して行われなければならない。

3 意思疎通の円滑化は、多様な意思疎通手段を利用することの重要性を認めるとともに、その機会の確保及び拡大が図られることを旨として行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、市民及び事業者と共に、相互理解の促進及び意思疎通の円滑化に関する施策を推進する責務を有する。

2 市は、前項の施策を推進するため、必要に応じて要配慮者、通訳者等の意見を聴くものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、要配慮者に対する多様な意思疎通手段の利用の推進に努めるものとする。

(行動計画の策定)

第7条 市は、第4条に規定する責務を果たすために必要な行動計画を策定するものとする。

(相互理解の促進のための措置等)

第8条 市は、要配慮者に関する理解を啓発し、相互理解を深めるために必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、手話言語の理解を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

(意思疎通の円滑化のための措置等)

第9条 市は、言語及び多様な意思疎通手段を学ぶことができる機会を確保し、意思疎通の円滑化のために必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、手話言語を自然に身に付けることができる機会を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第10条 市は、地域共生社会の実現に向けた相互理解の促進及び意思疎通の円滑化に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。